

平成30年度 舞鶴市立吉原小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が必要である。

そのためには、大人自身のふるまいが子どもに影響を与えることを認識し、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくむとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切である。

舞鶴市立吉原小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、本校の児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、舞鶴市立吉原小学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

いじめとは、児童生徒（以下「児童等」という）に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では、「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

<いじめられている子どもの心理例>

- ・一人ぼっちになりたくない。
- ・みんなに知られたらよけいにみじめ。自分が弱い人間だと思われたくない。

- ・親に余計な心配をかけたくない。
- ・大人に話すともっといじめがひどくなる。仕返しが不安。
- ・なぜいじめられるのか。何が原因なのか分からない。

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、「教育相談・特別支援委員会」と兼ねる。また、必要に応じて関係する教職員や外部有識者等を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ・不登校対策担当、人権主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育担当
- 3 「いじめ対策委員会」は月1回開催する。緊急に必要があるときは臨時開催をする。
- 4 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画（「いじめの未然防止・早期発見に向けて」「好ましい人間関係育成プログラム」）の作成・実行・検証・修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、迅速な共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- 5 保護者や関係機関等からいじめについての訴えがあったときや、いじめの対処がうまくいかないケース、基本方針や年間計画の見直し、重大事態が疑われる事案が発生した時等、必要に応じて、以下の構成員を加え、拡大委員会を開催する。

PTA 会長、学校運営協議会会長、子育て支援協議会会長、民生児童委員会代表、（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

なお、いじめの調査等に際して知り得た全ての個人情報については開示しない。いじめ対策委員会から退いた場合も同様とする。

第2 いじめの未然防止

- 1 基本的な考え方
いじめは、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。
いじめを防止するためには、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸とな

り、また、広く社会全体で取り組まなければならない。

いじめから子どもを守り救うためには、学校、保護者、地域など、市民一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、それぞれの役割を自覚し、自主的に、かつ連携して社会総がかりでいじめ問題の克服に取り組む。

学校は、子どもたちの様子や学級・学年等の状況を把握し、すべての教職員が子どもの内面理解に努め、その変化に敏感であること。好ましい人間関係を気築き、豊かな心を育て、互いに認め合い、支え合い、助け合う、いじめを生まない学級・学校づくりにあらゆる教育活動を通じて取り組む。

保護者は、子どもが、いじめの被害者にも加害者にもなりうることを理解し、子どもの日々の表情等を観察し、小さなサインを見逃さないこと。子どもを徹底して守り抜く姿勢と、いじめを容認しない強い意志を示す。いじめに気づき、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または連絡する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 達成感が持てる学習活動の創造

- * 少人数学級の特性を生かした授業の推進
- * 言語活動の充実（読書等の取組）
- * マイ☆スタ（自主学習活動）の充実
- * 補充学習や個別の学習支援の取組
- * 教室環境の整備
- * 授業規律の確立

(2) 自己有用感を育む取組の推進

- * 望ましい学級・学校づくりの推進
- * 少人数学級（複式）の特性を生かした複数学年による活動の充実
- * 異年齢集団活動の推進（縦割り班活動、保幼小連携、小中連携）

(3) 豊かな心を育む取組の推進

- * 体験活動の充実
- * 道徳教育の推進
- * 児童会活動の充実
- * 地域との交流活動やボランティア活動への参加、ふるさと学習の充実
- * 規範意識、コミュニケーション能力の向上
- * 家庭・地域との丁寧な連携

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- * 人権旬間の取組
- * いじめアンケート実施 年3回（6月、11月、2月）

(5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- * 校内研修の実施（年4回、必要に応じて）
- * 校外研修会への参加
- * 「いじめ・不登校対策会議」への参加

(6) 情報モラル教育の推進

- * 携帯電話等の通信情報機器についてのモラルやその危険性に関する学習の実施
- * 通信情報機器の使用に関する児童アンケートの実施
- * ネットいじめを誘発する通信情報システムについての教職員研修の実施

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことをよく認識し、子どもの挙動の変化を、学校・保護者・地域等が連携し総力で察知することに努める。また、いじめについて、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で関わり、隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。集団の中で配慮を要する子どもに気付き、些細な言動から、心の訴えを敏感に感じ取れる感性を高める。このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築、教職員の共通理解等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ア 週1回の生徒指導交流を通じて全教職員で共有する。
- イ 毎月「いじめ対策委員会」を開催する。
- ウ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。
- エ 日常的な教職員間の交流を行う。(何でも相談し合える職場の雰囲気醸成)
- オ 教職員と児童との信頼関係を深める。(個人ノートや日記の活用等)
- カ 教職員と保護者・地域との信頼関係を深める。(家庭訪問等)

(2) 全児童を対象としたアンケート調査及び聴き取り調査を実施する。

- * アンケート調査及び聴き取り調査(6月、11月、2月)

(3) 相談体制の整備と周知

- * 毎学期1回、「いずみの時間」(教育相談週間)を実施する。(6月、11月、2月)
- * 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、舞鶴市教育支援センター「明日葉」「いじめ相談室」等 関係機関との情報の共有を図る。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応する。いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを徹底して守る姿勢を示す。いじめの事実確認は、いじめられた子ども・いじている子どもから経過や心情などを聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者、第三者などからも詳しく情報収集し、正確に把握する。事実確認や保護者の対応は、複数の教職員で行い、管理職の指示のもとに教職員間の組織的な連携と情報共有を行う。また、いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校長へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応

について検討する。その際には、被害児童やいじめを知らせてきた児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと行う。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。

結果は、遅滞なく、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡する。(記録と情報整理)

- (4) 被害児童やその保護者への支援を組織的に行う。
- (5) 加害児童への指導を行うとともに、その保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

* ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味は、法第28号第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」の判断は次のとおりとする。

- ア 児童が自殺を企画した場合
- イ 人体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合
- オ 学校の受け止めや対応について、当該保護者の理解が得られない場合

- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査の実施について教育委員会の判断を仰ぐ。

学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童やその保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人

間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他争訟への対応を直接目的とするものでないことは言うまでもなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

- 3 学校で行う調査の状況については、必要に応じて被害児童やその保護者に対して適切に情報を共有する。
- 4 「いじめ対策拡大委員会」を開催し、指導・助言を得る。
- 5 調査結果を教育委員会に報告するとともに、被害児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- 6 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を組織的に進める。

第6 いじめに係る啓発

- * P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- * いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。